

## ■市民との意見交換の手法について

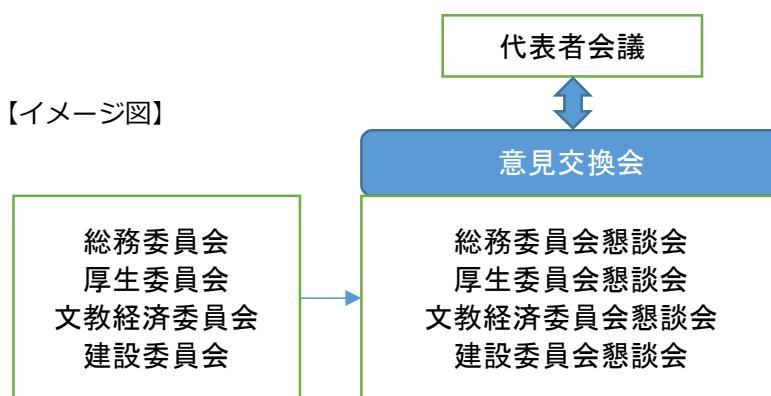
### 1 目的について

苫小牧市議会基本条例第8条広報広聴の充実の規定に基づき、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信並びに市民の意見の把握に努め、広報広聴の充実を図る。

市民との意見交換会を行うことで、より一層市民意見を聞く場を設け、開かれた議会を目指す。

### 2 意見交換会の位置づけについて

常任委員会懇談会（任意）での開催とする。



### 3 意見交換会のフレームについて

#### (1) テーマ・懇談者（対象団体）・日時・会場・人数について

懇談会において協議する。（日程は原則閉会中とする）

#### (2) 進め方及び会議時間について

進め方については委員長及び副委員長を中心に、懇談会において、テーマ等を踏まえ、都度取扱いを協議する。なお、会議時間については、概ね2時間以内とする。

#### (3) 会議の公開について

懇談会において、テーマ等を踏まえ、都度取扱いを協議する。

#### (4) 記録について

音声データ保管とする。

#### (5) 費用弁償について

委員、懇談者ともになしとする。

※今年度、代表者会議において制度設計（フレーム作成）を行い、来年度から、実施する。

（R2.12.4代表者会議にて決定）